

厚木市公契約条例に基づく特記事項

本案件は、厚木市公契約条例（平成 24 年厚木市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する契約に該当するため、市と受注者の間で締結する契約において、次に掲げる事項を定めます。

（労働の対価）

- 1 受注者が条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する労働者等（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（契約締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に発注者が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回ってはならない。

（受注関係者への措置）

- 2 受注者は、条例第 2 条第 4 号に規定する受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（台帳の作成及び提出）

- 3 受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間等を記載した労働状況台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払い後、速やかに作成し、その写しを発注者が指定する期日までに発注者へ提出しなければならない。

（周知）

- 4 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知しなければならない。

（1）対象労働者の範囲

（2）労働報酬下限額

（3）次項の規定による申出をする場合の申出先

（4）次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

（労働者の申出）

- 5 対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、発注者又は受注者にその事実を申し出ることができる。

（申出の対応）

- 6 受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

（調査等）

- 7 発注者は、対象労働者から第 5 項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」

という。)をさせることができる。

(受注関係者との契約事項)

- 8 受注者は、受注関係者が第1項、第6項及び第7項の規定を受注者に準じて遵守するように受注関係者との契約において当該事項を定めなければならない。

(身分証明書)

- 9 第7項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正要求)

- 10 発注者は、第7項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が契約において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

(報告)

- 11 受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 12 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第1号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第7項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
(損害賠償)

- 13 市は、前項の規定による契約の解除によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

- 14 発注者は、受注者が第12項各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第12項第1号に該当する場合は、受注者から契約額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

(公表)

- 15 発注者は、受注者が第12項各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第12項第1号に該当する場合は、次の事項を公表することができる。

(1) 契約の名称

(2) 履行期間

(3) 受注者及び受注関係者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(4) 受注者及び受注関係者の所在地

(5) 違反の内容及びそれに対する措置